

部落差別撤廃運動の歴史的環境

—大和・紀伊・山城南部域を中心に—

奥 本 武 裕

論文要旨

かつての部落史研究では部落差別の解消をめざした種々の運動について、その成立の歴史的前提を近代日本に導入された歐米由來の新思潮に求めることが一般的であった。しかし近年、農業生産や皮革産業の発達による高い経済力、周辺地域社会との関係性の様相、教育水準の高さ、経済活動や知的世界における広域のネットワークの形成など、部落差別撤廃運動の成立を準備する種々の条件が、江戸時代以来、被差別部落にあつたことが明らかにされつつある。

こうした研究動向を受けて、本稿では、大和国（奈良県）、紀伊国（和歌山県）、紀ノ川流域、山城国（京都府）南部域をフィールドとし、部落差別撤廃運動に関与した人びとのプロファイルの検討を通じて、被差別部落の指導者層が部落差別撤廃運動を立ち上げていくことを可能にした歴史的環境が被差別部落に十分蓄積されていたことを確認した。

はじめに

大正九年（一九二〇）十一月、寺田蘇人著『部落之人豪』⁽¹⁾が刊行された。⁽²⁾従来不当といえるほど低く評価されてきた著者寺田とその著書だが、その再評価を行ったのは秋定嘉和氏であった。⁽³⁾秋定氏は寺田の企図は「部落のエリートの存在とその「臣民」的資質や経済力・才能の高さなどを評価をまじえることで差別の解消」「同情融和」を主張することにあつたが、実際に寺田の取材対象となつた人びとの言説には、これまでの部落改善運動の枠組みや寺田の企図をはみ出すものがあつたと評価している。

寺田蘇人（勇吉）については、大正七年（一九一八）に『不幸之同胞』を出版したこと⁽⁴⁾、東北地方の出身であるらしいこと、当時は大阪に居住していたこと、大正十一年（一九二二）の大日本平等会の結成、同年二月二十一日の大阪中之島公会堂における同胞差別撤廃大会の開催に参画したこと、翌年の愛国同志会の結成に参画し、機関誌『愛國』の編集長を務めていたことなどが判明する程度で、その詳細については生没年も含めてほとんど不明であり、今後の課題とせざるを得ない。

さて、寺田は『部落之人豪』の「凡例」において、人豪を「各地部落に於て冠絶せる人材」、富豪を「人格声望ありて資産三十万円以上ありと認むる有志」、部落有志を「相当知力財力を有し部落問題に閑却すべからざる人物」と規定し⁽⁵⁾、一〇三名の人物を取り上げている。大正八年の貨幣価値を企業物価指数をもとに換算すれば、資産三〇万円は約一四億円、資産百万円以上では約四六億円になり、各地の被差別部落（以下、部落）に巨大な資産を持つ人々が多数存在したことがわかる。大正五年（一九一六）の史料によれば、全国の五〇万円以上の資産家は二二〇一人であり（『全国五十万円以上資産家表』）、大正九年（一九二〇）の第一回国勢調査により日本の総人口は五五九六万人余であるから、その約〇・〇〇四%にあたる。一方、大正十年（一九二一）の内務省調査による部落の総人口は現住人口で八二万九六七四人であり⁽⁶⁾、寺田の取り上げた人々は全体の約〇・〇一%となる。寺田が「凡例」で述べるよう『部落之人豪』に収録されなかつた人々も当然存在したはずであり、その割合はさらに上ると考えられる。単純に比較できる数字ではないが、全国各地の部落に決して少なくない富裕層が存在したことが確認できるだろう。

さらに、寺田が取り上げたのは単なる資産家ではなく、「冠絶せる人材」「人格声望」「部落問題に閑却すべからざる」という条件を備えたとみなされる人物であり、その多くは地域の生活文化の向上や部落差別の解消をめざした活動を行つていた人物だと位置づけられている。

そして、大正九年（一九二〇）段階で存命ではなかつた人物は取り上げられていない。後に取り上げる和歌山県の中尾靖軒や京都府の益井信などがそれにあるが、こうした人々も含めて相当数の人物が部落差別の解消をめざした活動に携わつていたのである。

奈良県関係では、松井庄五郎、坂本清俊、増谷平市、小川幸三郎ら大和同志会の創立メンバーらが「人豪」「部落有志」として取り上げられている。筆者の勤務する奈良県立同和問題関係史料センターでは、従来、水平社運動の対立物としてのみしか評価されてこなかつた大和同志会をはじめとする「自主的部落改善運動」について、残された史料に基づいてその再評価を行つてきた。⁽⁷⁾また吉田栄治郎氏は皮革の生産、流通を通して形成された広域のネットワークの存在を部落差別撤廃運動成立の前提として指摘し⁽⁸⁾、井岡康時氏は、大和同志会の機関誌『明治之光』の刊行号の原本確認によって広告や購読者名簿の精緻な分析を行い、同会の活動を支えていた各地の部落の富裕層の分厚い存在を析出した。⁽⁹⁾

筆者も、大和同志会に先行する運動である大和同心会について、その中心となつていていた中村諦梁について検討することを通じて、部落差別撤廃運動の歴史的前提として、近世後期に惹起した西本願寺教団の教義理解をめぐる全国的騒動である三業惑乱の際に形成された部落寺院・門徒の強固なネットワークの存在や、吉田氏が指摘する経済的条件にも支えられて部落内部に蓄積された高い知的水準と部落内外に広がる知的ネットワークの存在を指摘した。¹²⁾

これらの研究蓄積を前提として、奈良県を含む近府県において全国水平社創立以前に部落差別撤廃運動のリーダーで活躍した人びとのプロファイルの検討と、とりわけ京都府南部域をフィールドに設定し、これらの人びとが輩出する歴史的条件について検討することを本稿の目的としたい。

一、奈良県における部落差別撤廃運動の歴史的環境

奈良県域の部落のほとんどは、江戸時代には周辺村落と同様に田畠を所持し、地域社会に確かな権利を持ち、義務を負つており、安定した経済力を集落であった。¹³⁾また、「草場」権益を持つことによって、皮革や履物関連の産業が発達した地域も多く、なかには周辺地域を凌駕する経済力を獲得した部落も少なくなかつた。「草場」権益の所持者たちは大和一国に渡る「青屋仲間」と称する組織を作り、広域のネットワークを築き上げた。吉田栄治郎氏は、こうしたネットワークの存在が明治期の部落差別撤廃運動の歴史的前駆となつていつたことを指摘している。¹⁴⁾

また、経済的活況を呈した地域では多くの人口流入によって、生活不安定層の増大、屋敷地の細分化による住環境の悪化、共同体規制の弛緩などの問題が生じはじめ、近代にはこうした傾向がさらに加速していく。こうした部落の変容は、周辺地域社会が部落に照射してきた蔑視、卑賤視、忌避、排除を增大させることにつながつていった。

さて、奈良県域の部落の安定した経済力は、教育・文化面における高い水準を生み出すことにもつながつていった。多くの部落で村内に寺子屋が設けられ、多くの子どもたちが就学の機会を持つた。¹⁵⁾明治維新後もこうした状況は継続し、少なからぬ部落で小学校が設置されたが、その就学率は周辺地域と遜色のないものであつた。¹⁶⁾

基礎教育の充実はさらに高い教育を求める動向にもつながつていった。高い知的水準を手にした部落の富裕層が直面したのは、周辺地域と変

わらない生活・文化水準を持つにもかかわらず、なお免れることのできない周辺地域からの蔑視、卑賤視、忌避、排除の意識の存在であり、そうした意識の残存を担保している（かのようにみえる）村内の膨大な生活不安定層の存在であった。彼らの多くが部落差別撤廃運動に携わるようになつて行くのは、このような状況を突破しようとする動機からであつたと考えている。

こうした観点から、奈良県の部落差別撤廃運動の指導者の教育歴について粗述しておこう。

式下郡梅戸村は近世中期以降の独立村であり、農業経営と「草場」関連産業によって安定した経済力を持つ村であったことが知られ、奈良県における「部落史の見直し」の典型的な事例のひとつとなってきた村である。⁽¹⁸⁾ 梅戸村の惣道場西光寺は、江戸時代以来西本願寺の直末寺であった。⁽¹⁹⁾ また、梅戸村の庄屋甚兵衛は、三業惑乱の際に大和国の三業派部落門末の中心となつてとして、本山への抵抗活動を継続した。幕末から明治期の西光寺住職であつた中村諦信は、この甚兵衛の孫にあたるが、得度後、三業派部落寺院子弟の修学施設であつたと考えられる河内国若江郡荒本村枝郷堤下の乗教寺で修学し、幕末期には自坊で寺子屋を開き、明治七年（一八七四）に梅戸小学校（好文館）が西光寺に開設された際には首座教員となつた。⁽²⁰⁾ 諦信は明治三十六年（一九〇三）の大日本同胞融和会結成の際には発起人の一人となり、後には大和同志会の活動にも関与した。大和同志会の機関誌『明治之光』にはたびたび諦信の和歌が掲載されている。

なお、大和同志会の指導者たちの漢詩文への傾倒について、関口寛氏は「歴史研究のみならず『明治之光』誌上の小説・漢詩・詩・和歌・俳句などの多彩な文芸活動、論説・評論などの言論活動においてしばしば格式高い漢文調の文体が用いられるなど、寄稿者には文明の実践そのものとして意識されていた」とし、「教育や衛生の低位な状態、支配文化の欠如が指弾された被差別部落のなかでかかる高尚な文化活動が実践されたことには特別な企図が込められており」、それは「文明的な自己像の産出と他者によるその承認」をめざしたものであつたと評しているが、むしろ江戸時代以来の部落の教育・文化水準の高さの表出であつたとみるべきだと考えている。

中村諦信の長男諦梁は明治元年（一八六八）の生まれで、梅戸小学校で学んだ後、和歌山県那賀郡荒川村の森田無絃、さらには西井坂村の中尾靖軒のもとで学ぶなど多様な修学体験を積んでいった。内村鑑三が主宰する『東京独立雑誌』への投稿が機縁となり、東京独立雑誌社へ記者として入社したことを皮切りにジャーナリストとしての人生を歩むこととなるが、明治三十二年（一八九九）に結成された大和同心会の会長となつたと推定されるほか、『明治之光』に「西本願寺改善論」を連載した筆名「瀧石」なる人物は中村諦梁である可能性が高く、大和同志会の西本願寺教団批判の背後には諦梁の存在があつたと考えている。⁽²¹⁾

次に『部落之人豪』で取り上げられた人物についてみてみよう。まず会長となつた松井庄五郎であるが、明治二年（一八六九）に奈良西之坂町に生まれた松井は、日本聖公会奈良基督教会が設置した奈良英和学校で学んだ後、帝國大学農科大学で学び獸医資格を取得した。⁽²⁴⁾その後、牛肉店を営むかたわら地元の改善運動のリーダーとして活躍した。

大和同志会の副会長となつた坂本清俊は、元治元年（一八六四）葛上郡柏原村枝郷岩崎に生まれ、掖上村立尋常小学校を卒業後、本村誓願寺の三浦覺証や御所尋常高等小学校首座教員であつた高塚鈴次郎のもとで漢学を学び、同郡寺田村外七カ村役場の吏員や、掖上村収入役を経て、明治二十八年（一八九五）明治法律学校に入学、病を得て退学するが、校外生として政治学を修め同三十一年（一八九八）に同校を卒業した。その後、掖上村会議員、同村学務委員、南葛城郡郡会議員などを歴任した。⁽²⁵⁾坂本は明治二十四年（一八九一）の学校分離反対運動を自村のみならず全県域にわたつて主導したのをはじめ、南葛城郡興進、進取同盟会などを主宰し、広域にわたる部落差別撤廃運動のリーダーとして活躍した。

坂本家は、岩崎村で膠製造業を営む有力者であつた。また、公的な履歴には記載されていないが、後述する中尾靖軒が奈良県を訪れた際に教えを受け親交を結んだと考えられ、靖軒の古稀記念詩文集『椿華集』に和歌を寄稿している。⁽²⁶⁾

編輯長増谷平市は大和同志会の顧問格の人物であつたが、生年や修学歴など詳しい経歴は未詳である。高市郡飛驒村の出身で、明治二十二年（一八八九）の町村合併の際には、飛驒村惣代として合併願書に署名している。⁽²⁷⁾『明治之光』にはたびたび漢詩を寄稿しており「蘭亭」と号していたことが知られ、漢学の素養に富んでいたと思われる。坂本同様に大和來訪時の中尾靖軒に学び親交を結んだと考えられ、大正六年（一九一七）靖軒の三回忌にあたつては、靖軒の子充夫に次のような書状を送つている。⁽²⁸⁾

（上略）恩師靖軒先醒様之三周忌御經營被成候につき懇篤周到なる御案内の芳美を頂戴致候得共、生憎家事に關する急用發生之ため曩日よりの口約に悖り欠席致候、廉互に御悔尤可被下候、誠に遺憾至極なる事は勿論六菖十菊の思ひにて快々日暮罷在候、三周忌の記念風呂敷并に美麗なる果子相添へ、阪本清一郎氏へ小生の分も御委託被下亦同氏より慥に拝受致し千万悉く奉唱謝候、何卒御安心被下度候、何れ異日拂鳳之時に譲り様々御厚礼可申述候得共、先は不取敢右御挨拶迄申上候、勿々不一

四月十八日

増谷平市

中尾充夫様

大正八年弥生十七日小生南紀の恩師靖軒與中尾純太郎先確の墓に詣りて、詠る

門生増谷平市

○展墓

わすれたる時はなけれど亡き大人の

懇しさ迫まる奥つきの前

奥津城にまうで来れば一人に

なき大人の偲ばるゝ哉

増谷が靖軒を「恩師」と呼んでいること、三回忌法要には阪本清一郎が参列していたことなどがわかり興味深い。増谷平市に関する史料の探索は今後に残された重要な課題だと考えている。

小川幸三郎は、明治十三年（一八八〇）に式下郡上但馬村に生まれ、中村諦梁のもとで漢学を学び、県立畝傍中学校に入学、中途退学後は伴堂尋常小学校の教員となり、一方で、上但馬愛郷会、上但馬青年会、上但馬納税組合を結成して居村の生活期前に尽力した。大和同志会設立に際しては理事長に就任している。⁽³⁰⁾

二、中尾靖軒と和歌山県の部落差別撤廃運動

和歌山県の部落差別撤廃運動の展開の基礎を築いた人物として、まず取り上げるべきは中尾靖軒であろう。中尾靖軒についてはこれまでに幾度か検討を加えてきたが、それらをもとに彼を取り巻く環境と修学経験について略述しておこう。

中尾靖軒は天保七年（一八三六）八月十三日、紀伊国那賀郡井坂皮田村の豪農佐次兵衛の長男として生まれた。井坂皮田村（明治四年～一八七一）以降は西井坂村⁽³¹⁾は隣接する下井坂村の枝郷であったが、近世初頭から半ば独立村としての扱いを受けており、寛延四年（一七五一）に筆写された「慶長六年七月廿三日御検地帳写」によれば村高は一九四石八斗九升、名請人数は二一であった。無高層がどれぐらい存在したのか不明ではあるが、名請人一人あたりの持ち高は九石二斗八升余となる。寺木伸明氏の分析によれば階層差の大きい住民構成がうかがわれるが、これは紀

ノ川流域の農村に共通した特徴と言つてよいだろう。⁽³⁴⁾

井坂皮多村は「紀伊続風土記」によると、一九世紀前半頃の村高二〇一石三斗六升七合、家数一五五軒、人数六九一人となつており、一戸あたりの持ち高は一石三斗弱となり、この間の人口増加によつて村内の階層分化が進展していったことがうかがわれる。

靖軒の誕生前や幼少期から青年期の中尾家の経営に関する史料は残されていないが、明治十一年（一八七八）の中尾家の土地台帳によれば、中尾家は西井坂村とその周辺に一九町八反一畝二〇歩の田畠を所有していた。⁽³⁵⁾ なお、同史料には明治十一年以降の土地の移動も加筆されており、それによれば、明治二十一年（一八八八）二二町九反二畝六歩、同二十四年（一八九一）二四町九反二畝六歩と靖軒が家督を相続してからも、その経営を順調に拡大していくことがわかる。

靖軒は、幼少期に母方の祖母にあたる那賀郡西芝村西照寺の住職了円のもとで学んだのをはじめ、青年期に二度京都に遊学し、柳川星巖、貫名海屋、田辺玄、家里松崎らのもとで学んだ。遊学という行為を良師を求めて行われる広域にわたる移動だと位置づけてみると、知識や技能の習得という面や、青年期の思想形成という面だけでなく、そこに形成される広域の人間関係の形成という側面から再評価する必要があるだろう。元治元年（一八六四）再び郷里に戻った靖軒は、慶応二年（一八六六）同じ那賀郡の荒見村に隠棲していた森田節斎のもとに入門し、さらに修学を重ねた。⁽³⁶⁾

維新後、靖軒は明治二年（一八六九）頃に和歌山藩の那賀郡民政局小参事であつた松見斧次郎に書を送り、穢多村住民が卑賤とされる境遇から脱するためには何よりも教育が必要なのだと説いていた。⁽³⁷⁾ さらに、明治四年（一八七二）十月には「解放令」を受けた和歌山県名草出庁の諮問に対し、教育や殖産興業が差別解消のためには必要であると回答した。⁽³⁸⁾ その実践として、明治十六年（一八八三）に自宅を開かれたのが奚疑塾であった。また、明治二十二年（一八八九）には、自由党の活動家南波登発らとともに和歌山に「新平民学校」を設置するという計画にも加わっていた。⁽³⁹⁾

靖軒は「部落之人豪」の筆頭に取り上げられた宰務正視をはじめ、全国各地の多くの部落内外の知識人と交流を持った。また、奚疑塾では部落内外の多くの青年が学んだ。和歌山県域の人々としては、後に紀伊毎日新聞社長となる千田徹、「部落之人豪」に取り上げられた巽英賢などがいるし、先述した中村諦梁も奚疑塾に学んでいる。また、靖軒は何度か奈良県を訪れており、その際に増谷平市、坂本清俊らが彼に学んだと考えられる。奚疑塾に学んだ人びとや仲尾靖軒と交流を持った人びとのなかからは、坂本や巽英賢、宰務正視などのように明治三十六年（一九〇三）

の大日本同胞融和会の発起人となつた人々など部落差別撤廃運動の指導者を多く輩出した。

寺田蘇人は靖軒門下の巽英賢を伊都郡岸上村に訪問した際のことを次のように記している。⁽¹⁾

巽家は部落切つての富豪且は旧家である、家の構は堂々として部落の貧弱なるだけ夫丈目立て見へる、案内されて居間に通ると氏は推敲に耽つてゐたらしく、絶句を認めた紙片が机上に散ばつてゐた。

岸上村の富豪の出身で、自宅で漢詩文をたしなむ巽の姿が描かれているが、一方で巽は大正三年（一九一四）には伊都法德会を結成し、紀北を中心とした部落改善運動の指導者としても尽力していた。⁽²⁾ また、巽は靖軒古稀の際の建碑計画の発起人に紀伊毎日新聞社社長千田徹らとともに名を連ねているし、⁽³⁾ 靖軒が没した際の弔辞を執筆している。⁽⁴⁾

同じ岸上村の井生淳一郎も靖軒のもとで学んでいた。井生は靖軒の親族でもあつたが、奚疑塾で学んだ後、明治十年（一八七七）頃から二〇年間にわたつて岸上小学校の教員として地元の教育に尽力した。⁽⁵⁾ また伊都郡会議員の参事員を務め、靖軒の長男充夫とともに靖軒の遺稿の整理、筆写にもあたつた。⁽⁶⁾

このように、靖軒門下からは各地のリーダーを輩出しているが、一方で岡本弥をはじめとして靖軒との接点をいまだ見いだすことのできない部落差別撤廃運動の指導者もあり、和歌山県域における部落の知的ネットワーク形成の特質を探るうえで興味深い。今後の課題としたいと考えている。

紀伊国とりわけ紀ノ川流域地域と大和国の盆地中南部地域は、流通・経済や婚姻などを通じた結びつきが深く、両国間の部落の知的ネットワークも緊密に形成されていたのである。

三、京都府南部域の部落差別撤廃運動の環境

本節では、奈良県域、和歌山県域の状況をふまえて、京都府南部域の部落差別撤廃運動に関与した人物と、その歴史的環境についてみていくたい。

このような観点からまず取り上げるべきは、郡蓮台野村の益井元右衛門であろう。蓮台野村の年寄であつた元右衛門は、明治三年（一八七〇）

一月に、益井家が代々小法師役をつとめてきたことを根拠に「穢多の名分を省き士民同様に御取扱被為下」ことを願い出た。⁽⁴⁸⁾ その子升屋与兵衛（益井茂平）は同年十二月、「汚名を雪ぐ」ために、畿内近国の「類村」の同志を募って京都から伏見までの鉄道敷設のための資金の拠出を行うことを計画した。⁽⁴⁹⁾ また、元右衛門は自費で村内に校舎を建築し、教員を雇用して蓮台野小学校を設立、さらには自費で撥雲堂療養所を設立し、息子茂兵衛とともに治療にあたった。

元右衛門について益井信は次のように記している。⁽⁵⁰⁾

因曰 元右衛門翁、名収、字有孚徐風軒晉柳、又松社と号し、明治十八年五月十八日 八十一歳を以没す

その修学歴等は未詳だが複数の号を持つような教養を身につけた人物であつたことがうかがわれる。

近世後期以降の蓮台野村をはじめとする京都周辺の穢多村は皮革業や履物業によつて活況を呈したことによつて、急激な人口増加が生じ、住民の階層分化も進展しており、こうしたなかで、益井家もその経済力を大きく伸張させていたのだと考えられる。

撥雲堂療養所は眼科を中心とし、明治十二年（一八七九）には千本頭に移転し、同二十二年（一八八九）には益井療眼院と改称している。療眼院の助手をつとめていた仁木作之助が、益井茂平の養子となつて、信と名乗り療眼院を継職した。⁽⁵¹⁾

益井信は、眼科医として名声を高め、京都府医師会愛宕郡支部長などをつとめるとともに、部落史に強い関心を持ち『京都医事衛生誌』、『明治之光』に論考を掲載した。⁽⁵²⁾ また明治三十六年（一九〇三）八月二日に大阪で開催された大日本同胞融和会の創立大会に参加し演説をする予定であったが、先の演説者の時間が延びたために閉会し、実際に演説するにはいたらなかつたようである。⁽⁵³⁾

益井信は、綴喜郡井手村枝郷松原村の仁木家に生まれている。明治初年の松原村の土地所持者の一覧によれば、松原村で最高位の一〇石余を所持していた二軒はいずれも仁木姓であり、仁木家が松原村の最有力者であったことがわかる。二軒のうちの仁木半七は、幕末期に一三石八斗余の土地を所持していた半七⁽⁵⁴⁾であると考えられ、もう一軒の仁木利兵衛にあたる人物を幕末期には見出せないことから、幕末から明治初年にかけて土地集積をさらに進展させた仁木家が分家をしたのだと推察される。

井岡康時氏によれば、幕末から明治時代にかけての松原村では從来の皮革、履物業に加えて、「黒鍬」＝土木建築業の発展により、経済的活況が生じるとともに、人口の急増と階層分化の進展がみられた。⁽⁵⁵⁾ 京都府南部域の農村部落においても、奈良県域、和歌山県域、京都市中周辺でみられるような部落の変容が生じていたのである。

このような松原村の状況のなかで育ち、地元で部落改善や融和教育に尽力したのが、同村の浄土真宗本願寺派円覚寺の住職鷲山諦嚴であった。

円覚寺は山城国綴喜郡井手村枝郷松原の二つの集落のうち南松原の惣道場として建立された寺院であったと考えられる。円覚寺はいわゆる「四箇本寺」のひとつ金福寺の下寺で、文禄元年（一五九二）の創建と伝え、延享四年（一七四七）三月一二日に西本願寺から木仏・寺号を免許⁽⁵⁾、さらに、宝暦九年（一七五九）六月十日聖徳太子絵像、七高僧絵像を免許されており、この頃に寺觀を整えたものと考えられる。

明治二十六年（一八九三）六月二十六日、円覚寺は第一七代住職知觀が死去し無住となつた。そこで法務を取り扱うこととなつたのが、和歌山県那賀郡小倉村字大垣内仏願寺の住職鷲山教諦の子諦嚴である⁽⁶⁾。諦嚴は明治三十四年（一九〇二）九月三十日に円覚寺の住職を継職することとなつた。諦嚴の入寺にいたる事情については史料が残されておらず詳らかにはできないが、寺院や商取引、あるいは婚姻等を通じた広域のネットワークの存在がその前提としてあつたと考えなければならないだろう。

鷲山諦嚴は教諦の次男として明治二十五年（一八九二）三月二日に仏願寺に生まれた。⁽⁷⁾ 同三十三年（一九〇〇）三月四日、奈良県生駒郡平群村福貴畠の真宗大谷派南通寺の衆徒として得度、同三十六年に井手尋常小学校を卒業、同四十年に泉東高等小学校を卒業し、同四十五年には京都府師範学校第二種講習科を修了し、小学校教員免許を取得した。葛野郡七条尋常小学校、船井郡田原尋常小学校、加佐郡中筋尋常高等小学校、京都市巽尋常小学校の訓導を歴任し、大正八年（一九一九）円覚寺を継職するために教職を退職、同九年三月に本願寺派に転派し、円覚寺の衆徒となり、本願寺派の僧侶養成機関である中央仏教学院で学び、同十年二月十五日、円覚寺の住職を継職した。翌年綴喜郡三山木尋常高等小学校の訓導となり、昭和四年（一九二九）には地元井手尋常高等小学校の訓導となり、同十四年に退職するまで教鞭をとつた。

諦嚴は大正九年（一九二〇）一月に開催された京都府と社会事業協会共催の地方改善講習会を受講、四月に結成された綴喜郡親和会の主任として地元の改善事業に取り組んだのをはじめ、本願寺派の僧侶として一如会の運動に携わり、また、小学校教員としても融和教育にも尽力した。

鷲山諦嚴の活動の背景には、松原村が江戸時代以来築いてきた広範囲にわたるネットワークの存在が想定されなければならないだろう。たとえば、「井手の部落史」は松原村を含む山城国の二二か村が河内國の部落などと連携して、明治三年（一八七〇）十二月に斎牛馬無償取得権益の存続を願う嘆願書が出されていることに注目し、井岡康時氏は明治二年（一八六九）の松原村の「戸籍下調帳」の分析から畿内近国の広範囲に及ぶ婚姻等を通じたネットワークの存在を指摘している。⁽⁸⁾

また、山城南部と大和国との部落間の人的移動に関しては、次のような事例をあげることができる。⁽⁹⁾

御請書写

一和州葛下郡(ヘマ)小林村穢多竹田屋重兵衛より元錢座跡穢多若狭屋政治郎相手取金銀不差戻相続妨出入ニ付奉願、左之通被 仰渡候
願方江

彼は申立候得共死跡譲り之事付家屋鋪其外金銀等永代経ニ納與候様認メ在之、七治郎ニ死跡譲相続可為致と申儀も無之、金銀并帳面着類等相手之者共取込候与申ス証拠も無之、重兵衛願通り二者難仰付候、併儀兵衛譲書ニ在之候金拾五両仏壇家具等不残相渡候上、相手方ニ由請候残り之分受取速ニ事済候様可致候

相手方江

右之通被 仰付候間其旨可存候、尤重兵衛江之譲金等渡し残之分相続請取書取置、重而出入ニ不及様可致候

右之通被 仰渡奉畏候、依之御請書奉差上候、已上

天保八酉年

十月十六日

和州葛下郡

小林村穢多

竹田屋重兵衛印

同僚長次郎印

庄屋四郎兵衛

代 忠治郎

相手方

若狭屋政治郎

大住屋長四郎

奈良屋儀兵衛

乍恐書附を以御願奉申上候

一此度元錢座村伊勢屋儀兵衛死去致候ニ付跡式相統候間、右儀兵衛家屋鋪并品々書附ニ而御本山江御上納有之候様子承り候間、右上納世話方若狭屋政治郎・大住屋長四郎右武人之者共より上納有之候間、右武人之者共ハ無縁之者ニ御座候間、尚又儀兵衛死後之節印形活券紙かうけん共盜取我儘ニ押領被致、死後之書付杯を申立一向相談無之候間、此段何共歎ケ敷奉存候、尚又私儀者伊勢屋儀兵衛者実之兄弟ニ相違無之候間、右之上納物私親類同々ニ而上納可致候様被仰付可被下候、何卒右之家屋敷品々之書附かうけん共私方江御下ヶ被下候様奉願上候、右之段御聞届被為成下候ハ者、千万難有可奉存候、以上

和州本坊曾根村

名称寺旦那

光明寺門徒

小林村

兄

西十一月二日

伴

重兵衛印

同

長次郎印

親類

弥五郎印

嘉兵衛印

同断

四郎兵衛印

同断

忠右衛門印

御本山

御役人中様

大和国葛上郡小林村の竹田屋重兵衛と京都錢座跡村の若狭屋政治郎との間で、元錢座跡村の伊勢屋儀兵衛の家屋敷などの西本願寺への寄進をめぐって惹起した争論だが、重兵衛は儀兵衛と実の兄弟であると主張しており、おそらくは儀兵衛は小林村から元錢座跡村に移住し、あるいは元錢座跡村の住人と婚姻関係を結び、そこで一定の成功をおさめた人物であったのだろう。

鷺山諦蔵に話を戻せば、彼や父教諦が和歌山県域の人々とどのような関係を形成していたのか今は明らかにしえないが、中尾靖軒とその周辺の人々のネットワークをはじめ、和歌山県域の部落が築いてきたネットワークのなかに彼らの存在を位置づけることは可能だろうか。

おわりに

本稿では、新しい事実の発掘が十分にできたわけではなかつたが、近世後期以降の部落には草場権益や流通、婚姻、さらには知的世界における広範囲なネットワークが重層して形成されており、それが明治後期から本格化する部落差別撤廃運動の歴史的的前提となつていたことを確認した。

ただ、中尾靖軒の人脈について検討した際に触れたように、和歌山県域の部落差別撤廃運動の指導者たちの中には、靖軒に学んだり交流を持つたりしたことが確認できない人物も複数存在する。それが関係史料を未だ確認し得ていないことによるのだとすれば、さらなる史料探索が必要となるだろう。あるいは、事実として中尾靖軒人脈と接点を持たなかつた人々が存在したのだとすれば、どのような事情によるものであつたのか、そこに部落のネットワーク形成の様相に、何らかの歴史的特質を見いだすことが可能なのか、さらなる検討が必要となるだろう。今後に残された課題として検討を重ねていきたいと考えている。

【註】

- (1) 寺田蘇人「部落之人豪」藤屋書店出版部、一九二〇年。同書は「部落問題文芸・作品選集」第46巻(世界文庫、一九七八年)に元本をオフセット印刷する形で収録されているが、全編にわたってルビが削除されているのは、この種の出版物として仕方がないとしても、冒頭のグラビア六頁、池上四郎(大阪市長)、菊池侃二(元大阪府知事)、名和淵海(西本願寺顧問)、北村電三郎(部落模範村長)の序文、自序、凡例、末尾の戸塚生(大学生・社会研究者)の「特種部落民の解放と新生活の提唱」、村上訥堂「部落の人豪跋」が省略され(いずれも肩書きは表紙の記載による)、目次も簡便なものに差し替えられている。本文についても冒頭の宰務楠山の項の一部が省略されており、完全な復刻ではない。とりわけ自序の省略や本文の改変は、本書を正確に読み解いていくうえでの妨げとなると考えている。
- (2) たとえば、部落問題研究所編刊『部落の歴史と解放運動』(一九七一年)では、寺田を「売名的な融和事業家」(二九三頁)と評している(執筆は中西義雄)。
- (3) 秋定嘉和「部落の人豪」断片(部落解放研究所編『部落史の再発見』解放出版社、一九九六年)。
- (4) 寺田蘇人「不幸の同胞―特種部落救済の絶叫」文雅堂、一九一八年。
- (5) 「凡例」(『部落の人豪』前掲註1)。
- (6) 「部落に関する諸統計」(『日本庶民生活史料集成』第二五巻、部落2、三二書房、一九八〇年)。
- (7) たとえば、鈴木良(雑誌『明治之光』とその時代)「復刻・明治之光」下、兵庫部落問題研究所、一九七七年、のちに同『近代日本部落問題研究序説』部落問題研究所、「一九八五年に収録」は、「多くの歴史的制約をもしながらも、次の時代を準備するうえで、一定の貢献をなした」としながらも、「水平社を準備した人々の前に立ちふさがっていた最大の障壁」を「理論的に弁護」するものであったと、最終的には水平社の対立物としてしか大和同志会を評価しない。
- (8) 「自主的部落改善運動」という規定については、これらの運動が胚胎していた部落問題解決についての可能性を「改善」という枠内に矮小化してしまうものだと考へており、水平社運動も含めて「部落差別撤廃運動」と規定した上で、それぞれの運動が持った可能性と限界について予断を廢した検討が必要だと考へている。
- (9) 奈良県立同和問題勧業史料センター(以下、史料センター)編「時を越えて—発信する大和同志会」(テーマ展図録、一九九七年)、同『奈良の被差別民衆史』(二〇〇一年)「第三章近代編」など。
- (10) 同和問題関係史料第三集、一九九七年)、同『奈良の被差別民衆史』(二〇〇一年)「第三章近代編」(奈良県立同和問題関係史料センター「研究紀要」(一九九九年)。
- (11) 井岡康時「明治之光」の復元と基礎的研究(史料センター「研究紀要」第一五号、二〇〇九年)。
- (12) 摘稿「部落改善運動の水脈―十五日講・中村諸梁・中尾靖軒、そして大和同志会」(史料センター「研究紀要」第一三号、二〇〇七年)。
- (13) 以下の近世後期から近代にかけての奈良県域の部落の状況については、「奈良の被差別民衆史」(前掲註9)による。
- (14) 吉田栄治郎「奈良県における明治二十四年の部落学校分離反対運動―露頭する水平社への鉱脈」(史料センター「研究紀要」第三号、一九九六年)、同「坂本清俊と柏原北方の小学校分離反対闘争―もうひとつの途の始まり」(『水平社歴史館研究紀要』第一号、一九九九年)。
- (15) 吉田栄治郎「部落・寺子屋・小学校」(部落解放研究所編『続・部落史の再発見』解放出版社、一九九九年)。
- (16) 明治八年(一八七五)奈良県管内公学校表(奈良県立図書情報館所蔵奈良県行政文書)。
- (17) 奥田喜則「大和国における小学校就学状況―明治十五年公立学校設置開申書から」(史料センター「研究紀要」第二号、一九九五年)。
- (18) 奈良県被差別部落史編集委員会編『奈良県被差別部落史』史料集第一集・第四集(奈良県部落解放研究所、一九八六年)。
- (19) 延享三年(一七四六)二月「寺院本末御改帳」(川西町梅戸中村家文書)。年末詳「五畿内穀寺下帳」(杉本昭典「史料紹介 穀寺帳」(中尾俊博先生古稀記念会編『中尾俊博先生古稀記念 仏教と社会』永田文昌堂、一九九〇年、所収)。

- (20) 明治七年（一八七四）「履歴書」（川西町梅戸中村家文書）、明治八年（一八七五）「奈良県管内公学校表」、明治十三年（一八八〇）「堺県管内学校表」（いずれも奈良県立図書情報館所蔵奈良県行政文書）。
- (21) 明治三十六年（一九〇三）八月二日付「大阪毎週新聞」。
- (22) 関口寛「改善運動と水平運動の論理的連関」（部落問題研究）第一四七輯、一九九九年。
- (23) 摂稿「部落改善運動の水脈」十五日講・中村諦梁・中尾靖軒、そして大和同志会一（史料センタ－「研究紀要」第一三号、二〇〇七年）。
- (24) 大正九年（一九二〇）十二月十六日「履歴書」（大正九年「嬌風事務書類」奈良県立図書情報館所蔵奈良県行政文書）。
- (25) 中央融和事業協会編刊「融和事業功労者事蹟」（一九三二年）。
- (26) 吉田栄治郎「奈良県における明治二十四年の部落学校分離反対運動」（前掲註14）、「坂本清俊と柏原北方の小学校分離反対闘争」（前掲註14）。
- (27) 中尾準一郎編刊「椿花集」（一九一〇年）。
- (28) 明治二十一年（一八八八）「合併願書」（天理大学附属天理図書館所蔵文書）。
- (29) 大正八年（一九一九）四月十八日「増谷市書状」（紀の川市教育委員会所蔵中尾靖軒関係史料）。
- (30) 「履歴書」（明治三十九年「教員履歴書 磐城郡役所」奈良県立図書情報館所蔵奈良県行政文書）。なお、小川幸三郎については、「三宅のあゆみ」（三宅町役場、一〇〇七年）「同和問題編」第三章、第四章に詳しい紹介がある（執筆担当は吉田栄治郎氏）。
- (31) 摂稿「部落改善運動の水脈」十五日講・中村諦梁・中尾靖軒、そして大和同志会一（前掲註23）、「青年期の田部密と中尾靖軒—田部密探索（2）—」（リージョナル）第七号、（一〇〇七年）、「大阪府知事渡辺昇と田部密・中尾靖軒—田部密探索（3）—」（リージョナル）第八号、（二〇〇七年）、「もうひとつの森田節斎碑—中尾靖軒による建碑をめぐって—」（リージョナル）第九号、（二〇〇七年）、「明治期被差別部落知識人の交流圈—中尾靖軒の人脈をめぐって—」（同和問題関係史料センタ－「研究紀要」第一四号、二〇〇八年）、「史料紹介「靖軒中尾先生行状」」（リージョナル）第一号、（二〇〇九年）、「史料紹介「中尾靖軒と岡村閑翁（一）—明治期被差別部落における知的世界の圈域—」（奈良歴史研究）第八三号、（二〇一五年）、「中尾靖軒と森田節斎—幕末・明治初期、被差別部落出身青年の修学経験—」（史料センタ－「研究紀要」第二〇号、（二〇一六年）。
- (32) 寛延四年（一七五二）十月「慶長六年七月廿三日御検地帳写」（和歌山県立博物館寄託運乗寺文書）。
- (33) 和歌山の部落史編纂会編「和歌山の部落史 通史編」第二章（明石書店、一〇一五年、当該部分の執筆は寺木伸明氏）。
- (34) 「国立歴史民俗博物館研究報告—近畿地方村落の史的研究」第六九集（一九九六年）など。
- (35) 「紀伊統風土記」第一輯（復刻版、臨川書店、一九九〇年、元版の発行は一九一〇年）。
- (36) 明治十一年（一八七八）「土地台帳」（紀の川市教育委員会所蔵中尾靖軒関係史料）。
- (37) 靖軒の修学経験については、摂稿「中尾靖軒と森田節斎」で検討した。
- (38) 原本の所在は確認されていないが、中尾肇「部落解放運動の先駆者中尾靖軒」（部落問題研究）第五六輯、一九七八年に翻刻紹介がある。
- (39) 原本の所在は確認されていないが、中尾肇「部落解放運動の先駆者中尾靖軒」（前掲註38）、打田町史編さん委員会編「打田町史」第二卷 史料編II（打田町、一九八四年）に翻刻紹介がある。
- (40) 明治二十二年（一八八九）六月二十五日付「東雲新聞」。
- (41) 「部落之人豪」（前掲註1）。
- (42) 和歌山県同和委員会編刊「和歌山県同和運動史 通史編」（一九九八年、一三三一～一三三三頁）。

- (43) 明治三十八年（一九〇五）十月六日付「紀伊毎日新聞」。
- (44) 紀の川市教育委員会所蔵仲尾靖軒関係史料。
- (45) 「明治之光」第六卷三月号（一九一七年）。
- (46) 紀の川市教育委員会所蔵中尾靖軒関係史料には井生淳一郎による靖軒の著書の写本が多く含まれている。
- (47) 吉田栄治郎「史料紹介 紀伊国伊都郡岸上村惣右衛門家文書」（和歌山人研研究所『紀要』第二号、一〇〇七年）。
- (48) 明治三年（一八七〇）一月二〇日「乍恐奉歎願候口上書」。同文書は「明治之光」第一卷第七号（一九一三年）掲載の益井信（碧水）による「所謂「えた」の根源に就て（五）」中に「汚名廃止請願書」として引用されている。
- (49) 明治三年（一八七〇）十二月十七日「乍恐願書」（大阪府南王子村文書）第五卷、解放出版社、一九八〇年）。
- (50) 京都部落史研究所編「京都の部落史」2近現代（阿吽社、一九九一年）第一章。なお、益井家については小林丈広「小法師役の由緒と益井家の人々」（大坂人研博物館編刊「安倍清明の虚像と実像—語られた歴史・由緒と被差別民」）二〇〇三年）がある。
- (51) 「所謂「えた」の根源に就て（五）」（明治之光）第二卷第七号、一九一三年）。
- (52) 京都部落史研究所編「京都の部落史」1前近代（阿吽社、一九九五年）第六章。
- (53) 益井療眼院については、「京都の部落史」2近現代（前掲註50）第一章を参照した。
- (54) 益井信については、小林丈広「小法師役の由緒と益井家の人々」（前掲註50）、同「歴史家益井信の生涯」（二〇〇九年度部落史連続講座 講演録）京都部落問題研究資料センター、二〇一〇年）を参照した。
- (55) 明治三十六年（一九〇三）八月二日付「大阪毎週新聞」。
- (56) 京都部落史研究所編「井手の部落史」（井手町役場、一九八九年）六六頁。
- (57) 幕末期の松原村の土地所持状況については、井岡康時「近世近代移行期における山城国綾喜郡松原村の変容とその背景」（世界人権問題研究センター研究紀要）第一八号、一〇一三年）を参照した。
- (58) 井岡康時「近世近代移行期における山城国綾喜郡松原村の変容とその背景」（前掲註57）。
- (59) 年未詳「寺院明細帳」（京都府井手町円覚寺文書）。元禄五年（一六九二）「山城国御下寺開基之帳」（龍谷大学大宮図書館所蔵文書）は、松原村の「道場」を元禄元年（一六八八）開基としており、これが円覚寺にあると考えられる。いずれの記載が正しいか今は判断を保留しておく。円覚寺については「井手の部落史」（前掲註56）七六〇八四頁にも詳しい記述があり、「山城国御下寺開基之帳」によって元禄元年の開基としている。なお、円覚寺文書の閲覧と利用については、円覚寺様のご理解とご協力をいたいた。記して謝意を表する次第である。
- (60) 年未詳「五畿内穀寺下帳」（杉本照典「史料紹介 穀寺帳」）（中尾俊博先生古稀記念会編「中尾俊博先生古稀記念 仏教と社会」永田文昌堂、一九九〇年）。
- (61) 年未詳「円覺寺明細帳」（京都府井手町円覚寺文書）。
- (62) 年未詳「円覺寺明細帳」（前掲註61）。
- (63) 明治三十四年（一九〇一）九月三十日「（住職繼職免許状）」（京都府井手町円覚寺文書）。
- (64) 鶯山諸戦の経験については、京都府井手町円覚寺文書中の履歴書、任命状、免許状などによった。なお、「融和事業功労者事蹟」（前掲註25）、「井手の部落史」（前掲註56）一四五〇一四六頁、同和教育振興会編「講座同朋運動—西本願寺教団と部落差別問題」（明石書店、二〇一六年）第五章「一如運動・同朋運動の活動家たち」に諦戦の事跡の紹介がある。

(65) 井手尋常高等小学校の融和教育については、伊藤悦子「児童融和教育の模索と井手小学校の実践—九二八年から一九三八年文相訓令まで—」(二〇〇六年度部落史連続講座 講演録) 京都部落問題研究資料センター、二〇〇七年) がある。

(66) 「井手の部落史」(前掲註56) 一〇五、一〇六頁。

(67) 井岡康時「近世近代移行期における山城国綴喜郡松原村の変容とその背景」(前掲註57)。

(68) 本願寺史料研究所保管西本願寺文書 長御殿「大和国諸記」一五番帳。